

1 一層効果的かつ効率的な検視官の運用についての検討等

【施策番号 29】

警察庁においては、今後見込まれる死亡数の増加に対応すべく、一層効果的かつ効率的な検視官の運用について検討するとともに、検視官が、現場に臨場していない場合であっても、警察署捜査員から送信された映像等によって死体や現場の状況をリアルタイムに確認し、現場臨場の要否や優先順位を判断すること等ができる映像伝送装置の整備・活用を推進している。

資 4-1

警察の死体取扱業務における映像伝送装置の活用



出典：警察庁資料による

2 司法解剖及び調査法解剖の委託経費に関する必要な見直し

【施策番号 30】

警察庁においては、毎年、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第168条等の規定に基づく解剖（以下「司法解剖」という。）や調査法解剖の実施状況を踏まえながら、日本法医学会とも調整を行い、翌年度の解剖の委託経費について必要な見直しを行っている。

こうした見直しを踏まえ、令和6年度当初予算では、司法解剖に要する経費（2,389百万円）及び調査法解剖に要する経費（300百万円）を盛り込んだ。

資4-2 警察庁予算における司法解剖及び調査法解剖に要する経費の推移

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
司法解剖	2,200	2,259	2,221	2,297	2,389
調査法解剖	257	275	270	289	300

出典：警察庁資料による

3 必要な薬毒物定性検査を迅速かつ的確に実施するための科学捜査研究所の体制整備等 【施策番号31】

警察においては、死体取扱業務において必要がある場合も含めて、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所における薬毒物の分析機器の更新や指定薬物等の鑑定用標準品の整備等を行うことで、その体制の整備を図っている。

各都道府県警察の科学捜査研究所におけるこれら分析機器等の整備状況等を踏まえ、令和5年度補正予算（第1号）では、薬毒物の分析機器の更新に要する経費（205百万円）を、令和6年度当初予算では、鑑定用標準品の整備に要する経費（3百万円）を盛り込んだ。

資4-3 薬毒物鑑定に係る分析機器



◆ 血液や尿中等に含まれる薬毒物、飲食物等の中に含まれる毒物の鑑定に用いる。



◆ 揮発性の低い物質を高感度に検出・特定が可能であり、薬毒物鑑定に活用される。

出典：警察庁資料による

4 死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会、法医学教室等との連携強化等

【施策番号32】

死因・身元調査法第5条の規定に基づく検査は、原則として、医師の協力を得て行われることから、警察においては、同検査を適切に実施するためにも、都道府県医師会等との合同研修会等を開催するなどして、検視や死体調査に立ち会う医師との連携を強化するよう努めている。

令和5年中に警察が取り扱った死体19万8,664体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく薬毒物検査が行われたものは18万6,243体（93.7%）であった。

資4-4 警察における薬毒物検査の実施体数・実施率の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
死体取扱数	167,808	169,496	173,220	196,103	198,664
うち薬毒物検査実施体数（※）	151,787	157,985	162,959	184,429	186,243
実施率	90.5%	93.2%	94.1%	94.0%	93.7%

※ 死因・身元調査法第5条の規定に基づき実施したものに限る。

出典：警察庁資料による

5 死亡時画像診断の実施に協力を得られた病院との協力関係の強化・構築

【施策番号33】

警察及び海上保安庁においては、取り扱った死体について、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合に、確実に死亡時画像診断を実施できるよう、死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係の強化・構築に努めている。

なお、令和5年4月1日現在、都道府県警察において死亡時画像診断の実施に協力を得られる機関は1,457機関、海上保安部署において死亡時画像診断の実施に協力を得られる機関は264機関となっている。

また、令和5年中に警察が取り扱った死体19万8,664体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく死亡時画像診断が行われたものは1万8,983体（9.6%）、令和5年中に海上保安庁が取り扱った死体331体のうち、同条の規定に基づく死亡時画像診断が行われたものは69体（20.8%）であった。

資4-5-1 警察における死亡時画像診断実施体数・実施率の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
死体取扱数	167,808	169,496	173,220	196,103	198,664
うち死亡時画像診断実施体数(※)	13,981	14,551	16,534	18,249	18,983
実施率	8.3%	8.6%	9.5%	9.3%	9.6%

※ 死因・身元調査法第5条の規定に基づき実施したものに限り。

出典：警察庁資料による

資4-5-2 海上保安庁における死亡時画像診断実施体数・実施率の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
死体取扱数	331	312	276	355	331
うち死亡時画像診断実施体数(※)	86	89	74	77	69
実施率	26.0%	28.5%	26.8%	21.7%	20.8%

※ 死因・身元調査法第5条の規定に基づき実施したものに限り。

出典：海上保安庁資料による

6 「身元確認照会システム」の適正かつ効果的な運用

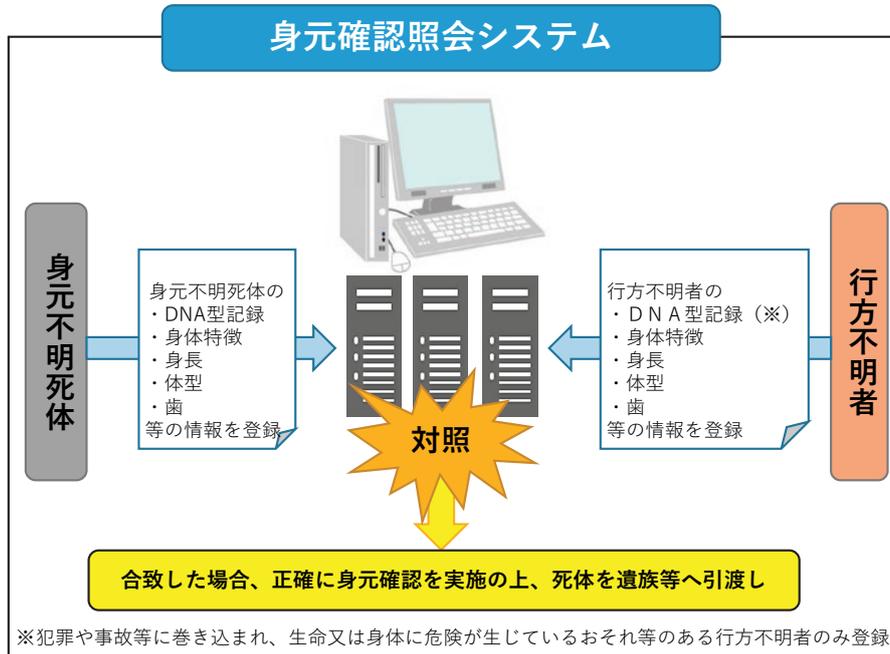
【施策番号34】

警察においては、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たって、DNA型記録の照会及び歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会システム」を構築し、以降、その適正かつ効果的な運用を図っている。

身元確認照会システムへの各情報の適切な登録、積極的な活用等により身元確認業務を推進したところ、令和5年中の身元不明死体の身元確認件数は145件であった。

なお、令和5年12月31日時点で、DNA型データベースに登録している身元不明死体のDNA型記録は7,828件、特異行方不明者等のDNA型記録は8,177件であり、令和5年中に、DNA型データベースに登録された身元不明死体のDNA型記録が身元確認の端緒となった件数は72件であった。

資 4-6-1 身元確認照会システムの概要



出典：警察庁資料による

資 4-6-2 警察における身元不明死体の身元確認件数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身元確認件数	175	205	191	155	145

出典：警察庁資料による

資 4-6-3 警察における身元不明死体票作成数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身元不明死体票作成数	651	661	518	510	543

出典：警察庁資料による

7 身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施するための鑑定体制の整備等

【施策番号 35】

警察においては、身元不明死体の身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施することができるよう、各都道府県警察の科学捜査研究所の鑑定体制の整備を図っている。

令和6年度当初予算では、DNA型鑑定資器材の整備状況等を踏まえて、身元不明死体の身元確認のためのDNA型鑑定も含めたDNA型鑑定の推進に要する経費（3,403百万円）を盛り込んだ。

写真4-7 DNA型鑑定の実施の様子



写真提供：警察庁

8 鑑識官の整備による検視等実施体制の充実

【施策番号 36】

海上保安庁においては、全国の海上保安部署のうち死体取扱件数等が多い部署を中心に、鑑識業務及び死体取扱業務に係る事務を職務とする鑑識官の増員を行うなどして、検視等の実施体制の充実を図っている。

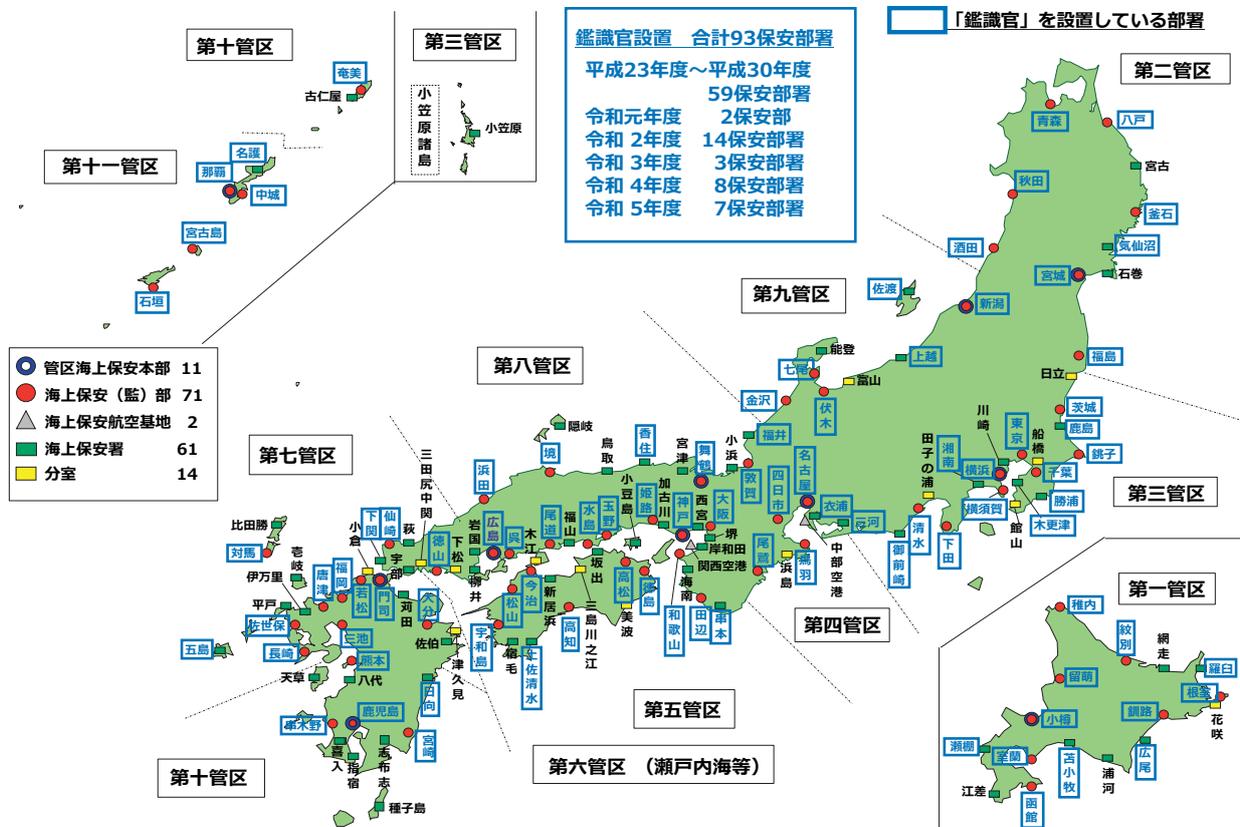
なお、鑑識官の配置に当たっては、鑑識上級研修等を修了して検定に合格した者であり、かつ、法医学研修を修了した者の配置に努めている。

令和5年度は、海上保安部署7部署に鑑識官を増員しており、令和5年4月1日時点で、全国の海上保安部署148部署のうち、93部署に鑑識官を配置している。

写真4-8-1 鑑識官の活動の様子



写真提供：海上保安庁



出典：海上保安庁資料による

9 死体取扱業務に必要な知識・技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充

【施策番号 37】(再掲)

P12【施策番号 16】参照

10 海上保安庁における死体取扱業務に必要な資器材等の整備

【施策番号 38】

海上保安庁においては、海上保安部署に、検視室、遺体保存用冷蔵庫等の死体取扱業務に必要な資器材等の整備を図っている。

令和5年度は、新たに海上保安部署2部署に検視室又は遺体保存用冷蔵庫を整備するなどしており、令和6年3月31日時点で、全国の海上保安部署148部署のうち、87部署に検視室が、85部署に遺体保存用冷蔵庫が整備されている。

写真4-10 海上保安部の検視室



写真提供：海上保安庁

11 死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するための海上保安庁と都道府県医師会、法医学教室等との協力関係の強化・構築

【施策番号 39】

海上保安庁においては、死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するためには、検案する医師や大学の法医学教室等の協力が必要であることから、各管区海上保安本部の刑事課長等を対象とした会議等の機会を通じて、その協力関係の重要性について周知を図っているほか、地方協議会に積極的に参画したり、都道府県医師会や大学の法医学教室等との合同研修会等に積極的に参加したりするなどして、これら機関・団体との協力関係の強化・構築に努めている。

12 身元不明死体に係る必要な遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を確実に実施するための海上保安庁と都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・構築

【施策番号 40】

海上保安庁においては、身元不明死体の身元確認を行う際に、遺伝子構造の検査を実施するには大学の法医学教室又は都道府県警察の協力が、歯牙の調査を実施するには歯科医師の協力が必要であることから、各管区海上保安本部の刑事課長等を対象とした会議等の機会を通じて、その協力関係の重要性について周知を図っているほか、地方協議会に積極的に参画したり、都道府県歯科医師会や大学の法医学教室等との合同研修会等に積極的に参加したりするなどして、これら機関・団体との協力関係の強化・構築に努めている。

なお、令和5年中に海上保安庁が取り扱った死体331体のうち、遺伝子構造の検査が行われたものは19体（5.7%）、歯牙の調査が行われたものは38体（11.5%）であった。

4 検視官の運用状況

警察では、的確な死体取扱業務を実施するため、死体取扱業務の専門家である検視官を運用している。

検視官は、一定の捜査経験を有し、かつ、死体及び現場の観察力や厳しい勤務環境に耐えうる体力及び精神力を有するなど認められる者が任用されている。

検視官は、死体取扱現場に積極的に臨場し、死体の状況や現場に残された資料の確認、関係者からの聴取等の調査・捜査が確実に実施されるよう、警察署の警察官に対する必要な指導・助言を行うなどしており、犯罪死の見逃し防止に大きな役割を果たしている。

また、警察では、大規模災害発生時には、検視官等によって構成される広域緊急援助隊（刑事部隊）を被災地に派遣している。令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震においては、関係都道府県警察の協力の下、広域緊急援助隊（刑事部隊）延べ約640人が被災地に派遣され、死体の調査、遺族への対応等に当たった。

中塚検視官 [石川県警察本部捜査第一課検視官]

死体の取扱いにおいて、全く同じ現場は存在しません。

取扱現場によって、死体の発見状況はもちろん、通報を受ける時間帯も早朝から深夜までと様々であるほか、腐敗の進んだ死体や損傷の激しい死体を取り扱う場合もあります。

このような中で、検視官は、自らも現場臨場の上で死体及び現場の観察を徹底して行い、各関係者からの聴取内容等を吟味して犯罪性を判断しています。

こうした業務は、決して検視官だけでは行えず、現場に先着した所轄署の地域警察官や捜査員と、本部から派遣等される検視官がワンチームとなり、連携を密にして、必要な裏付け捜査を徹底して行っています。

また、令和6年能登半島地震では、広域緊急援助隊（刑事部隊）の派遣を受けて、県外の検視官等とともに、凍えるような寒さの中、大きな余震が続くという過酷な環境において連携を密にして死体の調査等に当たりました。震災への対応を通じては、日本警察が一体となって、被災地のために全力を尽くすという気概を感じました。

検視官の業務は、精神的にも肉体的にも負担が大きいといえますが、検視官に任命されたということを感じて、今後も業務に邁進^{まい}していきます。

